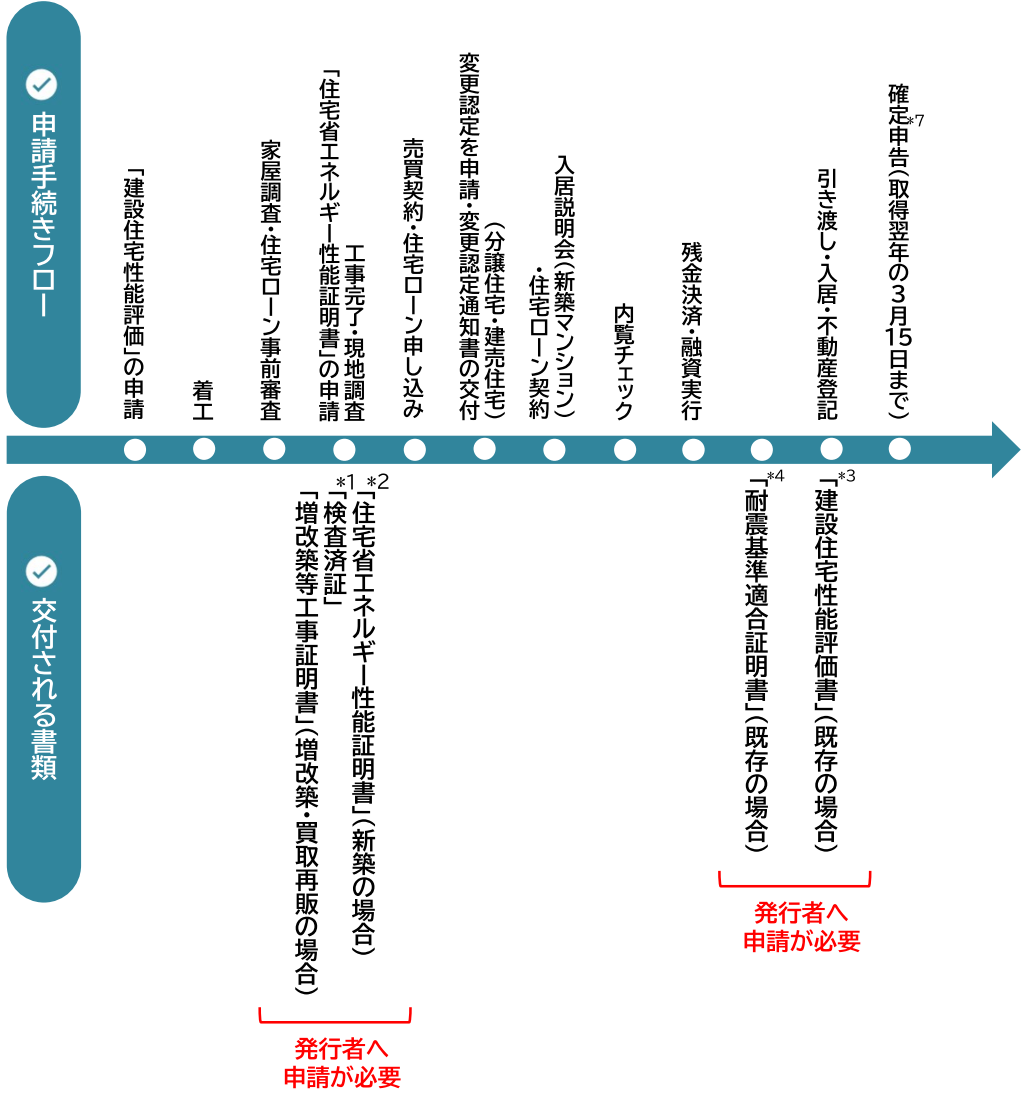


## ■ 住宅ローン減税 申請までの流れ【省エネ基準適合住宅の場合】



**申請時の必要書類**

住宅種別	必要書類	発行タイミング	発行者
新築/既存	*3 「建設住宅性能評価書(断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級の記載があるもの)」の写し または *2 「住宅省エネルギー性能証明書」 または *1 「検査済証(2025年4月1日以降に新築された住宅のみ)」	【建設住宅性能評価書】 着工前	登録住宅性能評価機関
		【住宅省エネルギー性能証明書】 引き渡しから6ヶ月以内	建築士法に規定する登録をしている建築士事務所 に属する建築士 または 登録住宅性能評価機関 または 指定確認検査機関
既存	【1982年1月1日以前に建築された住宅の場合】 *4 「耐震基準適合証明書」 または *5 「建設住宅性能評価書(耐震等級の記載があるもの)」の写し または 「既存住宅売買瑕疵担保付保険証明書」	【耐震基準適合証明書】 引き渡し前	建築士法に規定する登録をしている建築士事務所 に属する建築士 または 登録住宅性能評価機関 または 指定確認検査機関
		【建設住宅性能評価】 引き渡し後	【建設住宅性能評価】 国土交通大臣の登録を受けた登録住宅性能評価機関
増改築/買取再販	「増改築等工事証明書」	【既存住宅売買瑕疵担保付保険証明書】 引き渡し後	【既存住宅売買瑕疵担保付保険証明書】 国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人
		工事完了後～確定申告	建築士法に規定する登録をしている建築士事務所 に属する建築士 または 登録住宅性能評価機関 または 指定確認検査機関

\*1…新築の場合は家屋の取得の日まで、既存の場合は家屋の取得の日の前2年以内または取得の日以後6ヶ月以内に証明のための家屋の調査が終了したものに限り  
\*2…新築の場合は家屋の取得の日まで、既存の場合は家屋の取得の日の前2年以内または取得の日以後6ヶ月以内に証明のための家屋の調査が終了したものに限り  
\*3…新築の場合は家屋の取得の日まで、既存の場合は家屋の取得の日の前2年以内に証明のための家屋の調査が終了したものに限り  
\*4…家屋の取得の日の前2年以内に評価されたものに限り  
\*5…家屋の取得の日の前2年以内に評価されたもので、耐震等級1、2、3のいずれかであるものに限り  
\*6…家屋の取得の日の前2年以内に締結されたものに限り  
\*7…1年目に確定申告すると2年目以降は勤務先で年末調整により控除が受けられます。  
※床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は、2025年12月31日以前に建築確認を受けたことを証する確認済証又は検査済証の写しの提出が必須となります。